深川運動中央一　佐藤寅次郎｜本所区徳右エ門町五〇　柴澤由太郎
〃　六　伊藤穎三郎
府下砂町八右エ門五〇五　佐藤平二郎

別記(二)

趣旨書

親愛なる諸君！！深川佐賀町千鳥橋を中心に倉庫に働く自由労働者は打続く不景気に職を奪はれパンを奪はれ今は働く身を持ちながら働く場所なく飢餓にさまよい職とパンを要へよと血涙の叫びを上げて居るのであります。親愛なる諸君！！[illegible]は全体[illegible]の不景気は一層深刻化して来た。一方支那の同志が安い[illegible]にて働き我々内地人の生活を圧迫し、ますます内地労働者の生活不安のドン底に陥れた。苦しんでいるのであります。今始めて眠りより目醒めた我々は強固な団結力に依り統一ある組織を造らなくてはならぬ事を認識したのであります

時！！暁鐘は乱打された！！東京協働会の発生こそ我国労働者の絶叫に向へられた、我等の母体であります。親愛なる同志諸君！！我等は勇敢に戦を起る本部　三菱、住友、浅田、渋沢の五大倉庫を中心に各船積工場の凡ゆる店に職を求め来る総ての労働者の団結の強さを示さねばならねばならぬ時が来ました

東京協働会創立趣旨書　[illegible]

別記(三)

東京協働会規約

第一章　總則

第一條　本会ヲ東京協働会ト称ス

第二條　本会ノ事務所ヲ深川区内ニ置ク

第三條　本会ハ東京地方ニ在住スル自由労働者ノ個人ヲ以テ構成シ内部自由労働者ノ協力ニヨリ就業ノ公平ヲ図ルヲ以テ目的トス

第四條　本会ハ必要ニ応シ地域的ニ支部ヲ設置スルコトヲ得

但シ支部ハ本部ノ統制ニ従フモノトス

第二章　機関

第五條　本会ニ左ノ機関ヲ置ク

一、総会　二、職場大会　三、世話人会

第六條　総会ハ会長主席世話人、書記及会員ヲ以テ組織シ会長之ヲ召集シ毎年一回開催ス

但シ必要ニ応シ臨時総会ヲ開催スルコトヲ得

第七條　職場大会ハ世話人及該職場会員ヲ以テ組織シ世話人之ヲ召集シ必要ニ応シテ開催シ緊急内部ヲ処理ス

第八條　世話人会ハ会長主席世話人及世話人書記ヲ以テ組織シ主席世話人之ヲ召集シ毎月一回開催ス

第九條　但シ必要ニ応シ臨時世話人会ヲ開催スルコトヲ得

第三章　役員

第十條　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、会長一名　二、主席世話人一名

三、世話人若干名　四、会計一名

五、会計監査三名　六、書記一名

第十一條　会長ハ総会ニ於テ選出シ本会ノ会務ヲ統轄スルモノトス

第十二條　主席世話人ハ世話人会ノ互選トシ会長ヲ補佐シ世話人会ヲ統轄スルモノトス

第十三條　世話人ハ総会ニ於テ選出シ会長ヲ補佐シ本会会務ヲ処理スルモノトス

第十四條　会計ハ総会ニ於テ選出シ本会ノ会計事務ヲ管掌スルモノトス

第十五條　会計監査ハ総会ニ於テ選出シ本会ノ会計ヲ監査スルモノトス

第十六條　書記ハ総会ニ於テ選出シ会長及主席世話人ノ命ニ従ヒ本会ノ事務一切ヲ整理ス

第十七條　本会役員ノ任期ハ一ヶ年トス

但シ重選ヲ妨ケス

第四章　会計

本会ノ会費ハ毎月金十銭トス

但シ本会ノ会費ハ維持費トシ　就業日ノ日